

行政だより

改正「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が 12月1日より施行されました。(2)

前回に引き続き、平成15年12月1日施行の改正「廃棄物の処理および清掃に関する法律」についてです。

2. リサイクルの促進等の措置

(1) 同様の性状を有する廃棄物の処理施設の設置許可の合理化

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物をその施設で処理する場合には、当該一般廃棄物の種類等の届出により、一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とすることになりました。

対象とする廃棄物

次の表の左欄に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該右欄に定める一般廃棄物（当該施設の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）

届出の手続

- 届出は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名等を記載し、一般廃棄物の処分を開始する30日前までに都道府県知事に提出してすること。
- 届出書には、産業廃棄物処理施設の許可証の写し及び当該届出に係る一般廃棄物の処分を業として行うことができることを証する書類（一般廃棄物処分業の許可証等）を添付すること。
都道府県知事は、届出を受理したときは、受理書を交付します。

届出した一般廃棄物処理施設の維持管理基準

- 届出した一般廃棄物処理施設については、その施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなして維持管理基準、帳簿の記録等に関する規定を適用する。
- 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」においても同様とする。

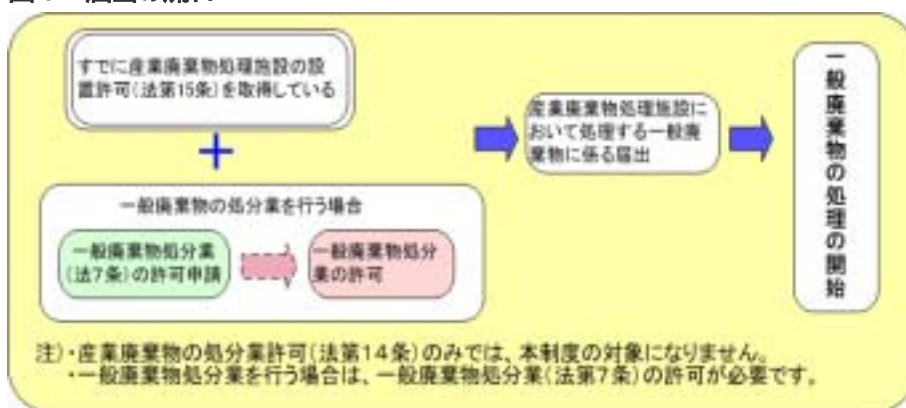
(法第15条の2の4)

表1 対象とする廃棄物

	産業廃棄物処理施設	一般廃棄物
1	廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類 (特定家庭用機器、パーソナルコンピュータその他金属及びガラスがプラスチックと一体になったものが一般廃棄物となったものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る、2において同じ)
2	廃プラスチック類の焼却施設	廃プラスチック類
3	木くずの破碎施設	木くず (他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る)
4	がれき類の破碎施設	がれき類 (他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る)
5	紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体の焼却施設	紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体 (他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る)
6	産業廃棄物最終処分場(管理型)	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体若しくはばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの一般廃棄物に該当しないもの (特別管理一般廃棄物であるものを除く)

(注) 対象とならない処理施設の例：
 廃油の焼却施設、動植物等の堆肥化施設、廃酸・廃アルカリ・廃駆除剤の処理施設、ガラスくず及び陶磁器くずの破碎施設、金属くずの溶融施設、汚泥の焼却施設、安定型最終処分場

図1 届出の流れ



(2) 広域的なりサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例

広域的なりサイクル等を推進するため、環境大臣が認定した者は、廃棄物処理業の許可を要しないこととする等の特例制度を整備することになりました。(法第9条9, 法第15条の4の3)

なお、現行の広域指定業者については、法改正後の広域指定制度への移行を促すため、十分な猶予期間の確保と審査の簡素化を図っていくことになりました。

(3) 課題に的確に対応した廃棄物処理施設整備計画の策定

【平成15年6月18日施行】

環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5年ごとに、廃棄物処理施設整備事業の実施の目標等を定めた廃棄物処理施設整備計画を作成することになりました。

廃棄物処理施設整備事業(令第2条の5)

1. 地方公共団体が行う廃棄物処理施設の整備に関する事業
2. 廃棄物処理センターが行う廃棄物処理施設の整備に関する事業
3. 広域臨海環境整備センターが行う廃棄物処理施設の整備に関する事業
4. 日本環境安全事業株が行うPCB廃棄物処理施設の整備に関する事業
5. PFI選定事業者による廃棄物処理施設の整備に関する事業
6. 各号に附帯する事業で一体となってその効果を増大させるもの

許可申請先・設置届出先

一般廃棄物処理業の許可申請

処理業を行おうとする市町村の廃棄物担当部署(23区は東京二十三区清掃協議会)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出

東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課 03-5388-3582

(多摩地域の場合)

東京都多摩環境事務所廃棄物対策課 042-528-2693